

※1 投資的経費

投資的経費は、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅等の建設に要する経費をいい、普通建設事業費、災害復旧事業費からなっています。

※2 建設事業者アンケート調査

県への入札参加資格を持つ2,726者（平成30年（2018年）7月23日現在有効な者）に対し、平成30年（2018年）7月24日から同年8月24日まで、インターネットによるアンケート調査を実施し、1,237者（回収率45.4%）から回答を得た結果を取りまとめたものです。

※3 技術者

施工状況の管理・監督する一定の資格・経験を有する者を指します。例えば、現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請負企業の主任技術者含む）等の技術者がこれにあたります。

※4 技能労働者

専門的な技能を有し、建設現場における建設工事の施工に直接従事する者を指します。様々な職種、例えば、特殊作業員、軽作業員、とび工、鉄筋工、運転手（特殊）、型枠工、大工、左官等があります。なお、現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請企業の主任技術者含む）等）は、技能労働者には含みません。

※5 高校生に対するアンケート調査

平成30年（2018年）7月に県土木部監理課が開催した「熊本県建設企業の魅力発見フェア」に参加した県内の土木・建築系学科で学ぶ高校生515人（高校数12校）に対し、学校を通じて無記名アンケートを実施し、506人（回収率98.3%）から回答を得た結果を取りまとめたものです。

※6 地域維持型JV制度

地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体（JV）のことです。地域維持型JVの対象工事には、新設・改築等の工事は含まれません。

※7 三者協議会

品質に優れた構造物を構築するとともに設計の意図を正しく理解するため、発注者、受注者及び設計者の三者が工事着手前等に行う協議のことです。

※8 ワンデーレスポンス

工事現場からの質疑等に対し、発注者が24時間以内に回答又は回答予定日を示す取組みのことであります。

※9 地域建設業経営強化融資制度

平成20年(2008年)11月、下請セーフティネット債務保証事業を拡充し、事業協同組合等に加え、一定の民間事業者(西日本建設業保証株式会社の100%子会社の株式会社建設総合サービスが指定を受けている)が転貸融資を行う場合にも(一財)建設業振興基金の債務保証の対象となるとともに、事業協同組合又は民間事業者からの融資と併せて、保証事業会社が金融保証を行うことができる制度です。従来の制度では出来高の範囲内で融資されていましたが、当制度は出来高を超える部分(未完成部分)についても融資が受けられます。(平成33年(2021年)3月末まで延長)

※10 中間前払金制度

中間前払金とは、当初の前払金(請負代金の4割)に加え、工期半ばで2割を追加(合計6割)して行う前金払い制度です。資金繰りの安定化、元下間の請負代金支払・労働者に対する賃金支払に関するトラブルの抑制などにより、適正な施工に寄与します。

※11 格付加点

「熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱」に基づく入札参加者資格審査における格付加点措置のことであります。

※12 総合評価落札方式

価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式であり、価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことが可能になります。

※13 合併特例措置

「建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領」に基づく、県工事の入札参加者資格審査における格付の加点措置及び指名競争入札の参加資格の特例措置のことであります。

※14 下請債権保全支援事業

平成21年(2009年)3月、下請建設業者等の経営を支えるための金融支援対策として、下請建設業者等の有する債権を保全するための措置として、下請建設企業及び資材業者が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払いを保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料

負担の軽減及び保証債務の履行のための緊急的なリスク負担の軽減を図る事業です。

※15 不良不適格業者

技術力・施工力を有しないペーパーカンパニー、暴力団が関与している企業、必要とされる技術者の配置を行わない企業などを指します。

不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質の確保、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害することから、その排除が求められています。

※16 建設キャリアアップシステム

建設キャリアアップシステムは、技能者が保有する資格、社会保険加入状況、就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みのことです（平成 31 年（2019 年）4 月に運用開始）。

※17 ウィークリースタンス

「金曜日に業務の依頼を行わない」、「月曜日を期限日としない」、「午後 5 時以降の打ち合わせは行わない」など、受発注者が共有の目的とすることで、より働きやすい環境づくりを目指す取組みです。

※18 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」で、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

※19 社会保険等加入企業

社会保険等加入企業とは、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成 24 年（2012 年）11 月 1 日施行）における労働保険（雇用保険）及び社会保険（健康保険、厚生年金等）に適切に加入している企業のことです。そのため、個人事業主において常用労働者が 5 人未満の場合は、雇用保険のほか、国民健康保険及び国民年金に加入する必要があるなど、企業の法人と個人事業主の別や従業員規模、当該労働者の就労形態等により加入させるべき社会保険等は異なります。

※20 VE (Value Engineering)

公共工事に要求される機能を最低のライフサイクルコストで達成させるための新たな改善提案を創造する活動のことです。

具体的には、入札時に技術提案を受付け、採用された場合はその技術提案に基づく金額で入札できる入札時 VE、契約後に技術提案を受付け、採用された場合はコスト縮減額の半分を VE 管理費として支払う契約後 VE などがあります。

※21 林建連携

林業と建設業等の関係者が連携し、林業担い手としての雇用確保に努め、健全な森林整備や素材生産等林業生産活動の推進及び地域経済の活性化を図る取り組みです。

※22 BCP (Business continuity planning) (事業継続計画)

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時にける事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。